

診療用エックス線装置備付届

年 月 日

京都府知事 様
 (あて先) 京都市長
 (京都府南丹保健所長 様)

所在地 〒

名称

電話

管理者氏名



下記のとおり診療用エックス線装置を備えたのでお届けします。

記

1 エックス線装置に関する事項	制作者名			
	型式			
	連続	管電圧 _____ kV, 管電流 _____ mA		
	定格出力 短時間	管電圧 _____ kV, 管電流 _____ mA, 時間 _____ 秒		
	蓄放式	管電圧 _____ kV, 静電容量 _____ μ F		
	台数			台
	エックス線管球			個
2 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名等	氏名	年令	職種	エックス線診療に関する経歴
3 備付時期		年	月	日
4 エックス線装置のエックス線障害防止に関する構造設備の概要 (平成14年3月27日厚生労働省令第44号「医療法施行規則の一部を改正する省令」による改正後)				
共通	エックス線管容器及び照射筒漏えい線量	定格管電圧50kV以下の治療用エックス線装置	(エックス線装置の接触可能表面から5cmの距離において) 1. 0mGy毎時 以下 ・ 超	
		定格管電圧50kV超の治療用エックス線装置	(焦点から1mの距離で) 1.0mGy毎時 以下 ・ 超 かつ (エックス線装置の接触可能表面から5cmの距離において) 300mGy毎時 以下 ・ 超	
		定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置	(焦点から1mの距離で) 0.25mGy毎時 以下 ・ 超	
		コンデンサ式エックス線高電圧装置	(充電状態で照射時以外の時、接触可能表面から5cmの距離で) 20μGy毎時 以下 ・ 超	
		上記以外のエックス線装置	(焦点から1mの距離で) 1. 0mGy毎時 以下 ・ 超	
	附加濾過板	定格管電圧70KV以下の口内法撮影用エックス線装置	有 (_____mmアルミニウム当量) ・ 無 (ただしアルミニウム当量1.5mm以上のこと)	
		定格管電圧50KV以下の乳房撮影用エックス線装置	有 (_____mmアルミニウム当量又は _____mmモリブデン当量) (ただしアルミニウム当量0.5mm以上又はモリブデン当量0.03mm以上のこと) 無	
上記以外のエックス線装置及び輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置		有 (_____mmアルミニウム当量) ・ 無 (ただしアルミニウム当量2.5mm以上のこと)		

透視用 エックス線 装置	透視中の患者への入射線量率 (患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率)	5 0 mG y 毎分 以下 ・ 超 (操作者の連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した警告音等を発する高線量率透視制御装置がある場合) 1 2 5 mG y 毎分 以下 ・ 超	
	タイマー (透視時間が積算でき、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるもの)	有 ・ 無	
	焦点皮膚間隔離装置 (3 0 cm) (ただし手術中に使用するエックス線装置の焦点皮膚間距離は 2 0 cm 以上)	焦点皮膚間隔離装置 (有 ・ 無) 又は 3 0 cm 未満で照射することを防止するインターロック (有 ・ 無)	
	エックス線照射野しぼり装置 (焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野をしぼるもの)	有 ・ 無 (ただし欄外<注>の事項に合致する場合は、受像面を超えるエックス線照射野を許容するもの)	
	利用線錐中の蛍光板、受像器を通過したエックス線の空気カーマ率 (接触可能表面から 1 0 cm)	1 5 0 μ G y 毎時 以下 ・ 超	
	透視時の最大受像面を 3 . 0 cm 超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率 (接触可能表面から 1 0 cm)	1 5 0 μ G y 毎時 以下 ・ 超	
	利用線錐以外のエックス線を有効にしゃへいするための適切な手段	有 ・ 無 (その内容:)	
撮影用 エックス線 装置 (胸部集検用 間接撮影装置 を除く)	エックス線照射野しぼり装置 (C T 除く) (焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野をしぼるもの)	有 ・ 無 (ただし欄外<注>の事項に合致する場合は、受像面を超えるエックス線照射野を許容するもの)	
	口内法撮影用エックス線装置	照射筒の端における照射野の直径 6 . 0 cm 以下 ・ 超	
	乳房撮影用エックス線装置 ※ 右欄の数値をいずれも超えないこと	エックス線照射野について患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がり 5 . 0 mm を超えない ・ 超 受像面の縁を超える照射野の広がりが焦点受像器間距離の 2 % を超えない ・ 超	
	焦点皮膚間距離 (骨塩定量分析エックス線装置を除く)	定格管電圧が 7 0 K V 以下の口内法撮影用エックス線装置	1 5 cm 以上 ・ 未満
		定格管電圧が 7 0 K V 超の口内法撮影用エックス線装置	2 0 cm 以上 ・ 未満
		歯科用パノラマ断層撮影装置	1 5 cm 以上 ・ 未満
C T エックス線装置		1 5 cm 以上 ・ 未満	
乳房撮影用エックス線装置		2 0 cm 以上 ・ 未満	
上記以外のエックス線装置 (移動型・携帯型エックス線装置を除く)	4 5 cm 以上 ・ 未満		

<注> 受像面を超えるエックス線照射野を許容する場合

- ① 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。
- ② 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の 3 パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の 4 パーセントを超えないとき。

胸部集検用間接撮影装置	エックス線照射野しぼり装置（角錐型照射筒） （ただし欄外<注>の事項に合致する場合は、受像面を超えるエックス線照射野を許容するもの）		有	・	無	
	受像器の一次防護しゃへい体 （装置の接触可能表面から10cmにおいて空気カーマが1.0μGy/1ばく射以下）		有	・	無	
	被照射対周囲の箱状しゃへい物 （防護物から10cmにおいて空気カーマが1.0μGy/1ばく射以下）		有	・	無	
治療装置	インターロック （近接照射治療装置を除く）		有	・	無	
5 放射線障害の防止に 関する構造設備の概要	画し壁や等へのい	画壁の外側での実効線量	1mSV/一週間 以下 ・ 超			
		操作室	有 無（理由： ）			
	エックス線装置使用中表示装置		有	・	無	
	エックス線診療室である旨を示す標識		有	・	無	
6 放射線障害の防止に関する 予防措置の概要	管理区域	管理区域の設定	別添平面図のとおり			
		管理区域の標識	有	・	無	
		立入制限装置(扉・フェンス等)				
	注意事項の揭示、他	注意事項の揭示	患者あて	有	・	無
			従業者あて	有	・	無
		敷地内居住区域の線量		250μSV/3ヶ月 以下 ・ 超		
		敷地境界の線量		250μSV/3ヶ月 以下 ・ 超		
入院患者（放射線治療患者を除く） 被ばく放射線の実効線量が1.3mSV/3月以下となる障害防止装置						
放射線診療従事者の被ばく線量測定器						

<注> 受像面を超えるエックス線照射野を許容する場合

- ① 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。
- ② 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の3パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の4パーセントを超えないとき。

注意：京都市外の診療所は、届出あて名を所轄保健所長とすること。

添付書類

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図
（管理区域及び同区域の標識の位置を明示すること。また、照射方向、エックス線管から画壁等の外側までの距離並びに防護物の材料及び厚さを記入すること。）
- 2 エックス線診療室漏えい線量測定結果
（画壁等の外側の1cm線量当量率については、画壁等の外側の最も近接した点で通常の使用状態において測定し、記入すること。また、測定責任者の所属、職、氏名を記入すること。）